

平成 31年 4月 22日

北海道知事 様

報告者

住 所 旭川市流通団地1条1丁目

氏 名 株式会社 道北アークス

代表取締役 六車 亮

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり平成30年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

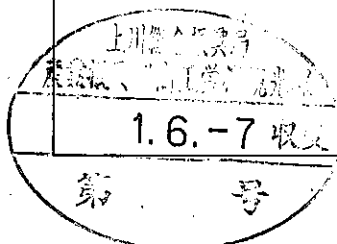
名称	ウェスタン川端ショッピングセンター
所在地	旭川市川端町7条10丁目2213-23

2 地域貢献活動の実施期間

平成 30年 3月 1日 ~ 平成 31年 2月 28日

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実 績
(1) 地方との連携推進			
① 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会などへの加入	・旭川商工会議所へ加入（道北アークス） ・旭西町内会へ加入 ・近文商工会へ加入	加入済 加入済 加入済	継続加入 継続加入 継続加入
② 中心市街地活性化の取組への協力	・自治体の要請に応じて協力致します。 ・旭川大型店会に加入	適時 加入済	継続 継続
③ 地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	・小学校体験学習他中学生、幼稚園の社会科見学の対応	6月～10月	6月、9月 旭川高等支援学校 各1名職場体験実習 8月 旭川教育大学附属中学 3名職場体験実習 10月 市立近文小学校2年生 70名見学



④ 地域活動の為にコミュニケーションスペースの開放や地域コミュニケーション醸成の為に託児スペースの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の文化活動の場所を提供 市内中学吹奏楽部による演奏会の開催 ・地域盆踊り大会の開催 ・地域ダンス教室の演武会の開催 	7月 8月 7月	6月30日 8月18日 7月27日
⑤ 地域住民との協議の場の設置	・お客様の声を把握する為のアンケート箱の設置	通年	継続
⑥ 地域貢献担当窓口の設置	・上記『担当窓口』のとおり設置		
(2) 地産地消等の産消協働の取組			
① 地域企業や道内企業との取引促進	<ul style="list-style-type: none"> ・和寒町、東川町の無農薬野菜や近郊野菜の地産地消への取組 ・道内企業取引先の95%維持 ・3年間で総仕入額に占める道内の割合90% ・3年間で総仕入額に占める道産の仕入額の割合60% 	春夏秋 通年 通年 通年	取引の継続 目標達成 目標達成 目標達成
② 地域及び道内の事業者のテナント入居促進	・既存テナントにて道内鮮魚店他の入居を維持継続	通年	100%
③ 道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があれば個別に検討します ・道内米他道産ギフト等継続販売 ・市内酒造2社商品の積極販売 ・中元や歳暮時における道産品ギフトの積極的な販売 	適時 通年 通年 6月～1月	継続 販売の継続 男山酒造、高砂酒造の継続取引 継続
(3) 地域雇用の確保			
① 地域及び道内からの雇用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・契約社員、アルバイトを道内から雇用しております。 正社員28名、非正社員146名 ・地域高校、大学からの定期採用の実施 ・旭川市若者サポート支援より勤労体験の受入と雇用の実施 	随時 随時 随時	100% 大学生2名 高校生11名

② 安定的雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続雇用します ・育児や介護と仕事の両立を支援する労働時間短縮制度の活用 	通年 通年	継続活用 継続活用
③ 障害者、高齢者等の雇用・就業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校卒業生をはじめとする60歳以上の高齢者雇用10名以上継続推進中 ・障害者の雇用の継続 	通年 適時	高齢者比率32% 5名
④ ゆとりある勤労者生活の確保（週休2日制の定着、年末年始休暇等の取組推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の計画取得促進 ・週40時間以内の労働 	随時 通年	年間6日以上 100%
⑤ 従業員の職場能力開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT教育による基礎教育実施 ・社内での通信教育の奨励 ・販売士、S検検定等（年5回）の資格取得 	通年 通年 随時	継続実施 継続実施 継続実施
(4) 防犯・防災対策の推進			
① 深夜等における青少年の非行防止への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・近文交番による夜間駐車場の巡回 	常時	継続実施
② 緊急時の物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る範囲で最大限協力 	緊急時	9月6日震災後翌日より営業再開
③ 災害時における緊急避難場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難場所として駐車場を提供 	緊急時	
④ 災害時におけるボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る範囲で最大限協力 	緊急時	
(5) 環境対策の推進			
① リサイクル対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づくゴミ分別の協力 ・レジ袋の有料化 ・牛乳パック、食品トレーの回収など地域条例に基づく推進 ・発泡スチロール自社処理 	通年 毎日 通年 通年	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施
② 環境美化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗周辺の清掃を毎日実施し美化に努める ・地域の緑地帯の清掃を実施 ・石狩川河川敷の清掃活動実施 	毎日 通年 通年	継続実施 継続実施 5月、7月

			清掃活動実施
③ エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・オール電化の設備店舗 ・買物袋持参、マイバック、マイカゴ運動推進と辞退率80%確保 ・店内天井・棚下LED照明 ・クールビズの活動推進 	<p>毎日 通年</p> <p>6月～10月</p>	<p>継続 80%</p> <p>天井照明100% 棚下照明95%</p>
④ ISO14001の導入など環境全般への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の基準で環境に配慮した経営を行っています 	通年	継続
(6) 撤退時の的確な対応			
① 地域住民などへの早期の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に事前成功の開示 	撤退時	現時点で撤退予定なし
② 他企業との連携などによる従業員等の雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し従業員の雇用確保を優先的に対応 	撤退時	同上 最大限の努力
③ キーテナントも含めた後継テナントの早期確保	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者とテナントとの連携により、後継テナントの早期誘致に努める 	撤退時	同上 最大限の努力
④ 店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の指示を遵守し、適切に対応 	撤退時	同上 最大限の努力
(7) その他まちづくりへの協力			
① 市町村等が進める交通対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・法令及び条例を遵守して協力 ・旭川中央警察署の指導による交通安全対策への協力 ・旭川警察署の指導による秋の交通安全、警戒の呼びかけ 	<p>随時 8月 9月</p>	<p>継続 8月18日 9月14日</p>
② 地域における魅力ある景観形成への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の条例を遵守して協力いたします 	随時	引続き遵守
(8) その他地域貢献に関する取組			
① ボランティア団体への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、社会福祉団体の製造、手作り品の販売場所の提供 	適時	

地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社 道北アークス ウェスタン川端店
職・氏名	店長 藤本一哉
電話番号等	0166-52-8111

<担当者連絡先>

所属名	株式会社 道北アークス 開発統括部
職・氏名	取締役 六車 修
電話番号	0166-47-2818
電子メールアドレス	o-muguruma@arcs-g.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にとっては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。